

SUMCO 人権方針

私たちは、「お客様と株主の期待に応え、従業員に幸せを与え、社会に貢献する、常に世界一のシリコンウェーハメーカーを目指す」という経営理念のもと、すべてのステークホルダーの人権を尊重し企業としての社会的責任を果たすべく、「SUMCO 人権方針」を制定します。

1. 適用範囲

- (1) 本方針は、SUMCO グループのすべての役員、従業員に適用されます。
- (2) すべてのステークホルダーの皆様に本方針を共有し、我々の人権尊重に向けた取組みをご支持いただけるよう働きかけます。

2. 国際規範の尊重、人権の範囲

国際人権章典や、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針などで国際的に認められた人権を尊重するとともに、これらの国際規範に沿った取組みを推進します。また、サプライチェーン全体での人権尊重の取組みを推進するにあたり、RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範なども参照します。

3. 人権尊重に向けた取組み

以下を重点テーマとし、人権尊重に向けた取組みを推進します。

- ・強制労働、その他一切の非自発的な就労の禁止
- ・児童労働の禁止、および若年労働者の危険な労働への従事の禁止
- ・労働時間、休日、賃金などを含む労働関係法令の遵守
- ・あらゆる要因による差別の禁止
- ・ハラスメント、誹謗・中傷などの禁止
- ・個人情報の適切な管理、プライバシーの保護
- ・結社の自由の尊重
- ・安全かつ衛生的な労働環境の提供
- ・公害の防止、環境法令の遵守
- ・品質と信頼性の追求

4. 本方針を定着させるための取組み

本方針が事業活動に定着し効果的に実行されるよう、本方針に関連する方針や規定、手続等に反映するとともに、SUMCO グループの役員・従業員に適切な教育・研修を行います。

5. 人権デューデリジェンスの実施

事業活動による人権への負の影響を特定・評価するため、人権デューデリジェンスを定期的に実施します。

6. 是正・救済

- (1) 事業活動が人権への負の影響を引き起こしたまたは助長したことが明らかになった場合は、適切かつ効果的な手段を講じてその救済・是正に取り組むとともに、再発防止手段を講じます。
- (2) 事業活動に伴う人権への負の影響を把握するため、従業員だけでなくサプライヤー等の取引先の皆様も利用可能な通報システムを整備し、運用します。

7. 外部専門家・ステークホルダーとの対話

外部専門家やステークホルダーと対話を行い、本方針に基づく人権尊重の取り組みの向上を図ります。

8. ガバナンス

本方針に基づく人権尊重の取り組みと本方針の遵守状況は、サステナビリティ推進役員が監督し、定期的に取り締役会に報告されます。

9. 情報開示

本方針に基づく SUMCO グループの人権尊重に向けた取り組みについては、当社ウェブサイト等で開示します。

制定日 2023年11月1日

株式会社 SUMCO

代表取締役 会長兼 CEO

橋本 眞幸